

# 兵庫県公報

平成27年11月6日 金曜日 第2746号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	4	4
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	4	4
○ 救急病院の認定（同）	4	4
○ 救急病院の名称変更（同）	5	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	6	6
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6	6
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	6	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7	7
○ 同 上（同）	7	7
公 告		
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7	7
○ 平成27年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	9	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9	9
○ 同 上（同）	9	9
企業庁公告		
○ 県有地の一般競争入札による売払い	10	10
教育委員会公告		
○ 入札公告（兵庫県立香住高等学校）	11	11
公安委員会告示		
○ 古物営業法に基づく許可の取消し	13	13
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14	14

## 告 示

### 兵庫県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日

藤波歯科医院	明石市東仲ノ町3—25—205	平成27年9月14日
和田歯科医院	芦屋市津知町3—14	同 年8月1日
ひびきこころのクリニック	同 市船戸町3—24—1 MTビル2階	同 年9月1日
大森医院	同 市浜風町3—4	同
澤村歯科医院	伊丹市稲野町6—53	平成27年8月1日
ばばプレストクリニック	同 市西台1—1—1—512	同 年10月1日
アイデンタルクリニック	加古川市野口町水足字小橋243—2	同
おおぞら薬局	宝塚市安倉南1—17—25 サンリーヴル宝塚101	同
ウイングファーマシー保険調剤薬局	同 市南口2—5—34 小林ビル1F	平成27年9月7日
みきやま訪問看護ステーション	三木市大塚1—5—89	同 年8月1日
ドラッグエンゼル調剤薬局	朝来市和田山町立ノ原49—1	同 年4月1日
神前医院	加古郡播磨町宮北3—12—17	同 年10月1日



#### 兵庫県告示第910号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
大森医院	芦屋市浜風町3—4
沢村歯科医院	伊丹市稲野町6—53
船原歯科医院	加古川市加古川町寺家町129
あかしあ薬局	三田市あかしあ台1—49—1
橋本薬局	南あわじ市市市544—2
ドラッグエンゼル調剤薬局	朝来市和田山町枚田字池寺794—1
吉田薬局	神崎郡福崎町福田437



#### 兵庫県告示第911号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
西はりまクリニック	たつの市誉田町福田780—37	医療法人社団西はりまクリニック	たつの市誉田町福田780—37	平成27年4月1日
アトムデイサービス羽釜の会	赤穂市東有年1392	株式会社アトム	赤穂市東有年157—2	同 年8月1日
ライフオート米田北薬局	高砂市米田町米田722—82	株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3—17—6	同 年9月8日
愛心高齢者センター訪問介護事業所	赤穂郡上郡町山野里2749—48	社会福祉法人愛心福祉会	赤穂郡上郡町山野里2749—35	同 月16日



兵庫県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
在宅ケアサービスソラスト芦屋	芦屋市公光町9—7 モントルービル202号	株式会社ソラスト	東京都港区港南1—7—18	事業者名称
ゆ〜ハート	芦屋市伊勢町4—21	合同会社ケアハート	芦屋市浜芦屋町2—6	同
特定非営利活動法人銀ちゃんの家訪問介護事業所	豊岡市泉町7—30	特定非営利活動法人銀ちゃんの家	豊岡市正法寺480—4	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
船原歯科医院	加古川市加古川町寺家町129	谷本 博	神戸市須磨区権現町1—4—14—201
介護ステーションみんと	高砂市米田町島47	有限会社シーズ	加古川市野口町野口22
あかしあ薬局	三田市あかしあ台1—49—1	株式会社アインファーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条2—4—30
デイサービスすみれ	丹波市柏原町拳田192—2	株式会社カーシス	丹波市柏原町拳田192—2

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
アニューブリッジ訪問介護事業所	三田市福島697—3 オレンジハイツ206	アニューブリッジ合同会社	三田市狭間が丘3—20—20

~~~~~

### 兵庫県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 指定施術者

| 施術所名称              | 所在地              | 施術者     | 住 所                          | 指定年月日        |
|--------------------|------------------|---------|------------------------------|--------------|
| かねだ鍼灸院             | 川西市火打2-11-14-101 | 金 田 雅 大 | 川西市南野坂1-4-44                 | 平成27年9月29日   |
| 鍼灸・マッサージ<br>きらり    | 加古郡稲美町国岡3-4-7    | 稲 垣 沙 耶 | 高砂市曾根町628-7                  | 同 年 8 月 31 日 |
| 同 上                | 同 上              | 山 本 聖   | 加古川市加古川町河原277-1              | 同            |
| 太陽指圧マッ<br>サー<br>ージ | 美方郡香美町香住区上計245-8 | 小 嶋 記 誉 | 豊岡市高屋1083-6 エクセ<br>レントハイツ102 | 平成27年9月16日   |

~~~~~

### 兵庫県告示第914号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 兵庫県立尼崎病院  
所 在 地 尼崎市東大物町1丁目1番1号  
撤 回 年 月 日 平成27年6月30日
- 2 名 称 兵庫県立塚口病院  
所 在 地 尼崎市南塚口町6丁目8番17号  
撤 回 年 月 日 平成27年6月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第915号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 兵庫県災害医療センター  
所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号  
認 定 年 月 日 平成27年8月1日  
認定の有効期限 平成30年7月31日
- 2 名 称 神戸赤十字病院  
所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号  
認 定 年 月 日 平成27年8月1日  
認定の有効期限 平成30年7月31日
- 3 名 称 医療法人榮昌会 吉田病院  
所 在 地 神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号  
認 定 年 月 日 平成27年6月17日

- |    |           |                         |
|----|-----------|-------------------------|
|    | 認定の有効期限   | 平成30年6月16日              |
| 4  | 名 称       | 彦坂病院                    |
|    | 所 在 地     | 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号      |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年10月1日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年9月30日              |
| 5  | 名 称       | 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 |
|    | 所 在 地     | 神戸市北区惣山町2丁目1番地の1        |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年7月1日               |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年6月30日              |
| 6  | 名 称       | 甲北病院                    |
|    | 所 在 地     | 神戸市北区有野中町1丁目18番36号      |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年8月17日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年8月16日              |
| 7  | 名 称       | 兵庫県立尼崎総合医療センター          |
|    | 所 在 地     | 尼崎市東難波町2丁目17番77号        |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年7月1日               |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年6月30日              |
| 8  | 名 称       | 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院     |
|    | 所 在 地     | 西宮市室川町10番22号            |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年9月16日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年9月15日              |
| 9  | 名 称       | 笹生病院                    |
|    | 所 在 地     | 西宮市弓場町5番37号             |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年9月16日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年9月15日              |
| 10 | 名 称       | 西宮協立脳神経外科病院             |
|    | 所 在 地     | 西宮市今津山中町11番1号           |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年9月16日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年9月15日              |
| 11 | 名 称       | 特定医療法人誠仁会 大久保病院         |
|    | 所 在 地     | 明石市大久保町大窪2095番地の1       |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年5月20日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年5月19日              |
| 12 | 名 称       | 兵庫医科大学ささやま医療センター        |
|    | 所 在 地     | 篠山市黒岡5                  |
|    | 認 定 年 月 日 | 平成27年10月1日              |
|    | 認定の有効期限   | 平成30年9月30日              |



#### 兵庫県告示第916号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- |   |           |                         |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 新 名 称     | 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 |
|   | 旧 名 称     | 社会保険神戸中央病院              |
|   | 所 在 地     | 神戸市北区惣山町2丁目1番地の1        |
|   | 変 更 年 月 日 | 平成26年4月1日               |
| 2 | 新 名 称     | 特定医療法人誠仁会 大久保病院         |
|   | 旧 名 称     | 医療法人誠仁会 大久保病院           |
|   | 所 在 地     | 明石市大久保町大窪2095番地の1       |
|   | 変 更 年 月 日 | 平成24年6月1日               |



**兵庫県告示第917号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年10月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名            | 地区名    | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|----------------|--------|--------------------------|-------|
| 農地整備事業（経営体育成型） | 生田大坪地区 | 平成27年11月6日から<br>同 月26日まで | 淡路市役所 |



**兵庫県告示第918号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）西治地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年11月6日から同月26日まで
- 3 縦覧の場所  
福崎町役場



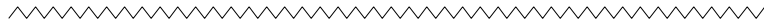
**兵庫県告示第919号**

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付された。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                 |
|----------------------------------------------|----|------|---------------------|
| 加西市別府町南ノ岡甲1533<br>県立農林水産技術総合センター<br>畜産技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 茂初波、丸石波、茂栄波、奥虎、丸政土井 |



**兵庫県告示第920号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
復旧測量（基準点）
- 2 作業期間  
平成27年10月26日から同年11月25日まで
- 3 作業地域  
神戸市垂水区



**兵庫県告示第921号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量 45点）
- 2 作業期間  
平成27年10月30日から平成28年3月18日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫町1丁目地区

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地               | 面積（㎡）    | 地目 |
|------|-------------------|----------|----|
| 14   | 神戸市垂水区塩屋台二丁目730番2 | 1,613.81 | 宅地 |
| 15   | 養父市八鹿町九鹿字越東232番6  | 552.19   | 宅地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な

同意を得ていない者

(6) 破産者で復権を得ない者

(7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

### 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ

(2) 配布期間及び申込期間

平成27年11月6日（金）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号14

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年11月25日（水）午前10時30分から

(2) 物件番号15

ア 場所

養父市八鹿町下網場320

但馬県民局八鹿庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年11月26日（木）午後2時から

### 6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

### 7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時まで提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。



- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



**平成27年度兵庫県薬事功労者表彰**

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、平成27年10月22日に次の者を表彰した。  
平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所
- 赤路雅司 たつの市
  - 伊藤清彦 神戸市長田区
  - 越後洋一 神戸市長田区
  - 久後昌子 加古川市
  - 勢力吉廣 神戸市垂水区
  - 土橋達生 神戸市中央区
  - 松本博志 西宮市
  - 三宅圭一 川西市
  - 吉本泰昭 尼崎市

- 2 功績内容
- 永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町六分一字大池1179番5、1179番224の一部、1179番225  
同 郡同 町岡字池ノ内2805番6の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町寺家町45番地  
兵庫南農業協同組合 代表理事 大竹雅彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年10月31日  
兵庫県指令建指第1-1号(26稲美)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
宍粟市山崎町川戸字吉原1819番、1821番、1823番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市西区神出町宝勢774番地の39  
社会福祉法人恩徳福祉会 理事長 榮 川 和 広
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年10月5日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-36-3号（25宍粟）

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地            | 面積 (㎡) | 地 目 |
|----------|------------------|--------|-----|
| 1        | 明石市朝霧東町2丁目780番18 | 235.31 | 宅 地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁総務課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成27年11月6日(金)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
- イ 日時  
平成27年11月25日(水)午後2時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企業庁総務課  
電話(078)341-7711 内線5419

## 教育委員会公告

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年11月6日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 今井好文

#### 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量  
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
- (2) 工事の内容及び仕様等  
総トン数358トンの実習船「但州丸」の一般整備工事  
仕様は入札説明書による。

- (3) 履行期限  
平成28年3月22日（火）
  - (4) 履行場所  
実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から270マイル以内の請負造船所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 平成22年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数350トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (6) 総トン数358トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。
- 3 入札参加申込書の提出場所等
- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1  
兵庫県立香住高等学校 担当 鳥井  
電話 (0796) 36-1181 F A X (0796) 36-1182
  - (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成27年11月6日（金）から同月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
  - (3) 入札参加申込書の提出期限  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
平成27年11月6日（金）から同月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成27年12月7日（月）午後1時 兵庫県立香住高等学校 会議室
  - (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年12月4日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月3日

(木) 正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成27年11月16日(月)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成27年12月中旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第346号

行政手続法(平成5年法律第88号)第23条第1項の規定により聴聞を終結し、古物営業法(昭和24年法律第147号)第6条第4号の規定に基づき、次のとおり古物営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成27年11月6日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

1 被処分者

| 氏名      | 古物営業許可証        | 営業所の名称    | 処分事項        |
|---------|----------------|-----------|-------------|
| 小 椋 政 志 | 第631380400026号 | Oz Planet | 古物営業の許可の取消し |

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活安全企画課を経由して兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



兵庫県公安委員会告示第347号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年11月6日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成28年2月13日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

50人

4 受検要件

次のいずれかに該当する者

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県内の営業所に属している警備員

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

## (1) 申請期間

平成27年11月24日（火）から平成28年1月29日（金）までの間（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## (2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## (3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

## (4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

## 7 手数料

16,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

## 8 携行品

印鑑及び筆記用具

## 9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046